

宮内庁契約監視委員会 第7回会議

開催日及び場所	平成22年12月8日(水) 宮内庁第一会議室	
委員	委員長 大森政輔 (弁護士) 委員 友永道子 (公認会計士) 委員 石野秀世 (独立行政法人 産業技術総合研究所監事)	
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度上半期 契約金額及び件数に関する統計について 2. 随意契約の包括的承認について 3. 会計検査院からの不当事項の指摘について 4. 石野抽出委員より抽出結果報告 5. 抽出議案概要説明(各担当課長) 6. 抽出議案審議 	
審議対象期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日	
抽出案件	8	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 一般競争入札 </div>	3	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 最低価格落札方式 </div>	3	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>契約件名： 皇居石垣管理工事</p> <p>契約相手方： 株式会社相川造園</p> <p>契約金額： 7,350,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年6月8日</p> <hr/> <p>契約件名： 磁気共鳴断層撮影装置保守</p> <p>契約相手方： 東芝メディカルシステムズ株式会社</p> <p>契約金額： 11,970,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年4月1日</p> <hr/> <p>契約件名： 正倉院宝物写真デジタル化業務</p> <p>契約相手方： 安井工業写真株式会社</p> <p>契約金額： 396,900円</p> <p>契約締結日： 平成22年8月26日</p> </div>

指名競争入札	2	
最低価格落札方式	2	<p>契約件名： 皇居吹上浄水場濾過池濾過砂入替ほか工事</p> <p>契約相手方： 誠和光建株式会社</p> <p>契約金額： 5,092,500円</p> <p>契約締結日： 平成22年6月10日</p>
		<p>契約件名： ティアラ等の製造 一式</p> <p>契約相手方： 株式会社和光</p> <p>契約金額： 28,560,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年6月30日</p>
随意契約	3	
企画競争型方式	1	<p>契約件名： X線分析装置保守業務</p> <p>契約相手方： スペクトリス株式会社パナリティカル事業部</p> <p>契約金額： 2,226,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年4月1日</p>
		<p>契約件名： 宮殿豊明殿ほか保全整備工事</p> <p>契約相手方： 鹿島建設株式会社東京建築支店</p> <p>契約金額： 22,575,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年6月22日</p>
特命随意契約	2	<p>契約件名： 白葡萄酒コップ他の製造(7種類, 240点)</p> <p>契約相手方： カガミクリスタル株式会社</p> <p>契約金額： 5,077,800円</p> <p>契約締結日： 平成22年7月13日</p>

<p>委員からの意見・質問等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名競争入札時における業者指名の基準方法について、もう少し検討をした方がよいのではないかと思います。 ○ その他詳細は別紙のとおり。
<p>委員会による意見の具申 又は勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし。

- 次回の契約監視委員会の日程について
平成23年6月に開催予定とされた。
- 委員の任期(1年間)満了に伴い、全委員が再任を了承した。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) 皇居石垣管理工事（最低価格落札方式）	
※応札者が1者の案件	
【契約の概要】	
本工事は、皇居内石垣の維持管理として、除草を年間3回施工するものである。	
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加資格条件を満たす者は何者くらいいたのか。 ・ 3者応募したうち2者を排除したというのは、履行実績で業者がかなり絞られていたのではないか。一般競争といいながらも参加資格条件によって非常に門戸が狭まっているのではないか。 ・ 環境省での工事発注時の仕様条件がどうなっているかも含めて今後の検討課題としてみたらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内で石垣を管理しているのは当庁と環境省の皇居外苑管理事務所くらいしかないので、実績業者は少ないと思うが、具体的に何者いるのかまでは把握していない。 ・ そういう面はあるかもしれないが、従前はAランク業者も含めた指名競争入札を行っていた。今年度から一般競争入札にしたため、規則によりB・Cランク業者のみが対象となり、応募が少なかったということもある。皇居の石垣は、10m以上でかなり直角に近い石垣面を除草することで、それなりの技術・経験が必要であり、10m以上の工事实績を持っている者という参加資格条件にしている。来年度以降は条件の見直し等の検討が必要と思われる。 ・ 検討する。

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 磁気共鳴断層撮影装置保守 (最低価格落札方式)

※応札者が1者で落札率が99%超の案件

【契約の概要】

平成18年12月, 当庁宮内庁病院に導入した同機器の保守契約。薬事法に従い保守業者は1者に限らないことから入札を行うもの。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争を行っているが, 製造メーカー以外の他社ができるのか。 ・見積書の価格検討として, 他の病院の機器との比較はできないのか。 ・見積価格が一式では, 価格検証のしようがないので, 詳細な見積書を取得するように。 ・機器の稼働率はどの程度か。 ・機器の金額はいくらか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度上, 修理業の許可を受けていれば可能である。 ・しかしながら, 特定保守管理医療機器に指定される高度な医療機器の保守業務は, 製造メーカーが行うというのが一般的のようである。 ・本体機器は同じでも, 周辺機器を含めたシステム構成が同様の例は少なく, 比較することは難しい。 ・現行業者に相談してみる。 ・年間200件弱と聞いている。1人の患者に対し複数回撮影することもあり, 人数はもう少し下回る。 ・リース契約で, 年間1,500万円程度である。

1. 一般競争入札の抽出案件 ③

(3) 正倉院宝物写真デジタル化業務（最低価格落札方式）

※低落札率となった案件

【契約の概要】

正倉院宝物は、長年にわたり職員による学術的研究が行われてきたが、その写真資料の大半はガラス乾板やX線フィルム等であり、内外研究者への情報提供には十分対応できない状態である。また、平成14年度から正倉院宝物管理システムを立ち上げ、宮内庁HPで宝物の紹介を行っているが、公開できる点数が少量であるため、公開点数の増加希望が多々寄せられた。よって、現整理済み宝物約9千点の写真資料（ガラス乾板、X線フィルム等）のデジタルデータ化を行い、正倉院宝物管理システムの更なる充実を図り、内外研究者はもとより広く国民の希望に応える形にしていくため、平成17年度から実施している。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品はCDみたいなものか。 ・ デジタルカメラで撮るのか。 ・ この落札率だととても履行可能とは思えないが。 ・ 予定価格の積算は。 ・ スキャナーからカメラに替えたことで単価の違い等はあったのか。 ・ まさに低入札価格調査の対象だったのか。 ・ 極めて高い競争が働いたと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDまたはDVDになる。 ・ 昨年まではスキャナーだったが、最近ではカメラが優秀になってきたので、カメラで撮影する方法とした。 ・ この業者は必要となるカメラ機材等を保有し、また、当庁での実績はないが、他の機関等での実績はあったので、履行可能と判断した。 ・ 業者見積りを3者から徴収し、そのうち最低の価格に対して査定を行い算出した。 ・ 見積りを徴収した業者には、今年度の仕様を説明したうえで見積りを徴収している。 ・ 本来、予定価格が1,000万円を超えると低入札価格調査の対象のため、本件に関しては低入札調査対象の案件ではないが、それに倣って業者への調査を行い、履行可能と判断したもの。 ・ そうだと考えられる。

2. 指名競争入札の抽出案件 ①

(1) 皇居吹上浄水場濾過池濾過砂入替ほか工事（最低価格落札方式）

※落札率が99%超の案件

【契約の概要】

本工事は、吹上浄水場濾過池濾過砂の濾過能力を保つため表面の汚砂を掻き取り搬出し、新規濾過砂の補充（1回）及び汚砂掻き取り搬出（3回）を行うものである。また、濾過池周辺の草取り（3回）も併せて行う。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・実績を有する業者という条件でやっていると、3者から増えないと思う。 ・陛下の御動静の配慮が十分されるかどうかということを実績と見ているのであれば、御動静に関係のないところで実績を積んだとしても、実績といえるのか。少し矛盾しているように思えるが…。 ・受注実績を見ると、この工事は頻繁には行われていないのか。 ・入札結果を見ると、1位と2位の差が1万円しかない。これは何かがあったのではないかと疑いたくなるが…。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陛下の御動静等に関係のない地区における一般競争や指名競争での新規業者の実績を考慮することにより実績を有する業者を増やそうと努力しているところで、長いスパンで見ると業者数は増えていくものと考えている。 ・頻度は異なるが、吹上地区以外でも御動静があり、また、皇宮警察との関係など宮内庁の特殊な実情を経験することとなる。 ・毎年実施している工事だが、過去の実績業者が倒産や廃業してしまったという事情もある。 ・落札価格を入札時に発表しているため、昨年度、指名競争入札に参加した者は、その落札額を把握しており、予定価格を類推しやすいものと考えられる。

2. 指名競争入札の抽出案件 ②

(2) ティアラ等の製造 一式 (最低価格落札方式)

【契約の概要】

平成23年10月23日に御成年に達せられる眞子内親王殿下の御活動に必要な宝飾品を製造するもの。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none">・ 2者以外の他業者はできないのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 従前は、(株)ミキモトのみ製造可能であったため同社と随意契約を締結していたが、調査の結果、(株)和光でも製造可能ということが判明したので、それ以降、2者の指名競争入札としている。現時点において、2者以外から、指名されるために必要な要件を具備している旨の申し出は受けていない。限られた期間内に、これだけの品を一度に製造するのは、他社では困難なようである。

3. 随意契約の抽出案件 ①

(1) X線分析装置保守業務（公募型方式）

【契約の概要】

正倉院宝物は、金属、石、顔料、動物、植物等様々な材料が使用されている。このうち金属、石、顔料等の無機材料を総合的に化学組成及び結晶組成から調査する措置として、X線分析装置を使用している。本装置により、これまで数多くの宝物調査を実施し、8世紀の無機材料に関する確実な基礎データを提供し、これまでの定説を覆すこともあり、その成果は毎年正倉院紀要で発表し、内外より高い評価を得ている。その装置の円滑な運用を行うために、年間の保守契約を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・装置を作ったときの仕様はオーダーメイドしたのか。 ・それであれば随意契約でなくてもいいのではないか。 ・そろそろ更新時期を迎えるのか。 ・契約金額は毎年同額か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだ。X線分析装置は市場にもあるが、それを宝物の調査用に改造したもの。宝物自体、色々な形のものがあるので、それに対応可能なものに改造した。ただし、機器の基本的な部分は改造していない。 ・そこで参加者の有無を確認するための公募を行ったところ、他社から手は上がらなかった。 ・現在の装置は平成11年度に更新したものであるが、高額な機器でもあり、その前の装置は14～15年使用していた。 ・少し前は違っていたが、ここ数年は同額での契約となっている。

3. 随意契約の抽出案件 ②

(2) 宮殿豊明殿ほか保全整備工事（特命随意契約）

【契約の概要】

本工事は、宮殿豊明殿の（バルコニー手摺取替，蒸気減圧弁取替，熱交換機改修，空調機活性炭取替），設備管制所（壁修繕，真空暖房ポンプ更新），東渡り廊下職員手洗所（照明及び衛生器具取替）整備を行う工事である。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮殿の他の場所での保全整備工事は行っているのか。また，その請負業者はどこか。 ・ 金額的には同じようなものか。 ・ この随意契約は今後も続くのか。 ・ 積算はどうしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年は，7月に宮殿正殿の保全整備工事（ブラインドシャッター取替等）を竹中工務店と特命随契で，8月末に宮殿長和殿（絨毯の敷替等）の保全整備工事を清水建設と特命随契で行っている。 ・ 大体同じ。 ・ 宮殿も造営から相当経過しているので，設備関係も含めた保全整備が必要であり，その都度特命随契で契約することとなる。 ・ 国土交通省の積算基準方法に準じて行っている。

3. 随意契約の抽出案件 ③

(3) 白葡萄酒コップ他の製造 (7種類, 240点) (特命随意契約)

【契約の概要】

御所招宴用洋食器 (ガラス類30セット) を製造するもの。長期にわたり納入実績があり, 唯一, 今回のデザインの特徴である「グラヴィール彫刻」を施すことが可能な「カガミクリスタル株」と随意契約をした。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・今回作成した「麦」柄の模様他には, グラヴィール彫刻としてどんな模様があるのか。 ・日本の伝統的な江戸切子は使われていないのか。 ・グラヴィール彫刻は初めてか。 ・ガラスの消耗度はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御所用のガラスとして「茅 (かや)」模様の柄がある。宮殿用のガラスは華やかさがあるが, 御所用のガラスにはシンプルなデザインの中に繊細さや上品さがある。 ・切子模様のものの中にはある。 ・前回にも作ったものはある。宮殿用ガラスの多くは, グラヴィール彫刻を施している。 ・なるべく壊さないように大切に扱っている。宮中晩餐に使用するガラス類の中には明治時代のももあり, 良いものはできるだけ長く使用していきたい。ガラス類の縁が少しチップした程度なら修理をしながら使用している。